

調布市立小・中学校児童生徒用学習端末等の調達に係る
事業者の選定プロポーザルにおける実施要領

令和7年7月

調布市教育部指導室

1 業務概要

(1) 件名

調布市立小・中学校児童生徒用学習端末等の調達に係る事業者の選定

(2) 業務の目的

調布市では、新学習指導要領及びGIGAスクール構想の理念に基づき、主体的・対話的で深い学びを実現し、一斉学習，個別学習，協働学習を通じた児童の情報活用能力の育成に必要なICT環境を整備するため、児童生徒用端末を令和2年度に整備した。

本業務では、児童生徒用端末，周辺機器及び関連ソフトウェア等を更改するため，運用に必要なハードウェア及びソフトウェアの調達，構築業務を行うとともに，運用開始後の支援業務を行うものである。

(3) 業務内容

別紙「調布市立小・中学校における児童・生徒用学習端末に係る調達仕様書」（以下，「仕様書」という。）参照

(4) 業務（履行）期間

ア 製品の賃貸借契約

令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

※ 製品の賃貸借契約（設定作業を含む）は，本件の製品提案を行った事業者または当該事業者が指定する事業者との5年間の長期継続契約を予定している。

賃貸借契約を契約できない事業者であった場合，または指定がない場合は，競争入札により賃貸借会社を決定し5年間の長期継続契約を予定している。

イ 運用支援委託

令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

※ 運用支援委託契約（保守を含む）は，本件の製品提案を行った事業者と年度ごとの契約を予定。

ウ 情報端末通信契約（LTE）

令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

2 予算（見積限度額）

3,286,740,000円（税込）

(1) 賃貸借契約（設定作業を含む。）

令和7年度 26,993,000円（税込）

令和8～11年度 各年度 323,916,000円（税込）

令和12年度 296,923,000円（税込）

(2) 運用支援委託（保守を含む。）

令和7年度 17,531,000円（税込）

令和8～11年度 各年度 210,372,000円（税込）

令和12年度 192,841,000円（税込）

(3) 情報端末通信契約（LTE）

令和7年度 10,255,000円（税込）

令和8～11年度 各年度 123,060,000円（税込）

令和12年度 112,805,000円（税込）

※ 調布市議会における予算の議決を前提とする。

※ 製品の賃貸借契約（設定作業を含む）は、本件の製品提案を行った事業者または当該事業者が指定する事業者との5年間の長期継続契約を予定している。

賃貸借契約を契約できない事業者であった場合、または指定がない場合は、競争入札により賃貸借会社を決定し5年間の長期継続契約を予定している。

また、見積りの際にリース料率を考慮する場合は1.8%とする。

※ 運用支援委託契約（保守を含む。）は、本件の製品提案を行った事業者と年度ごとの契約を予定している。

※ 支払は、使用期間開始以降、月額均等払とする。

・公立学校情報機器整備事業費補助金

契約後、公立学校情報機器整備事業費補助金の共同申請を行うものとする。

なお、補助率は補助対象経費の2/3（定率補助）（1台当たり上限

55,000円)となっており、賃貸借により機器を調達する場合には、補助金は民間事業者に交付されることから本件における契約金額は補助金を見込んだ金額(事業総額より補助金を控除した金額)とすること。

・ 端末賃貸借事業における消費税等仕入控除税額の取り扱いについて

ア 補助事業者は、消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して申請すること。

ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

イ 補助事業者は、実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を知事に提出すること。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

参加事業者は、申込時に次に掲げる要件を全て満たすものとする。

なお、申込に当たっては、提出された書類の記載事項に虚偽があってはならない。

- (1) 調布市指名停止等措置要綱(平成18年調布市要綱第220号)による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年号外政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (3) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱(平成25年調布市要綱第8号。)による入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合にあっては、その構成員が同一のプロポーザルに参加していないこと。

- (6) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 調布市での競争入札参加資格を有していること。
（営業種目：情報処理業務）
- (9) 人口10万人以上の自治体の公立小・中学校において、平成31年度以降に学習端末としてのiPadまたはタブレット端末を1000台以上納品した実績が3件以上あること。
- (10) ISO27001及びプライバシーマークの認証を取得していること。

5 候補者決定方法

以下(1)～(3)の審査を順に行い候補者を決定する。

(1) 参加資格審査

本プロポーザルに応募した事業者に対して、本実施要領（以下「要領という。」）6(2)により提出された参加申込書等により教育部指導室が審査を行う。

(2) 書類審査

参加資格を満たす全事業者をプレゼンテーション審査の対象とし、プレゼンテーション審査と併せて書類審査を行う。

(3) プレゼンテーション審査

審査は、要領9によるプレゼンテーション審査を行う。

6 募集内容

(1) 募集方法

要領10実施日程（以下、「日程」という。）(2)から調布市ホームページに掲載する。

(2) 申込方法及び期間等

本プロポーザルに応募する事業者（以下「応募事業者」という。）は、

日程(5)までに、次の書類を電子メールにて教育部指導室（教育会館5階）に提出すること。また、電子メールでの提出ができないものについては、持参又は郵送（必着）も可能とする。

なお、副本の提出が必要な書類について、副本は事業者名が特定されないよう、名称等がわからないようにすること。

ア 参加申込書（様式1）正本1部

イ 会社概要（様式任意 パンフレット可）正本1部 副本10部

※ 事業者名、代表者名、資本金、事業内容、業務担当支店又は営業所等の名称及び所在地が記載されていること。

ウ 業務実績調書（様式2）正本1部 副本10部

※ 直近5年間の実績とし、現在受託している案件も件数に入れること。

エ 再委託承諾願（様式3）※再委託予定がある事業者のみ

オ 暴力団排除に基づく誓約書（様式4）1部

カ 参加資格要件確認書（様式5）正本1部

(3) 質疑及び回答

応募する事業者は、本プロポーザルの応募方法や参加資格に関して質疑がある場合、日程(2)～日程(3)までに、電子メールにて教育部指導室へ送信すること。

回答は日程(4)までに、調布市ホームページに掲載する。

7 参加資格審査

(1) 審査対象

応募した全事業者とする。

(2) 審査方法

提出された応募書類により審査を行う。

(3) 審査結果の通知等

参加資格の審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し参加資格審査結果通知書により、日程(6)に電子メールにて通知する。

なお、参加資格が満たないと判断された事業者は、その理由について、

日程(7)までに電子メールにより説明を求めることができる。また、回答は日程(8)までに電子メールにより行う。

8 企画提案書等の作成方法等

(1) 提出書類及び期限等

要領7参加資格審査により参加資格を満たすとされた事業者は、日程(12)までに、次の書類を郵送(必着)又は持参により、教育部指導室へ提出すること。また、各書類の部数は正本1部、副本10部とし、副本は事業者名が特定されないように配慮すること。併せて電子媒体でも電子メールで提出すること。送信後は担当者に電話にて連絡すること。

ア 企画提案書表紙(様式6)

イ 企画提案書(様式自由・A4・表紙及び目次を除いて30ページ以内左綴じ)

ウ 工程計画表(様式自由)

システム構築から学校納入、導入時研修までの一連の業務について記載すること。

エ ネットワーク環境整備実施計画書(様式任意)

各拠点における児童生徒全員が同時に接続した場合でも遅延なくインターネットが利用できるようにするため、以下の内容について記載すること。

- ・調布市における机上調査の内容
- ・現地調査スケジュール
- ・通信状況の改善に向けた取組の内容
- ・改善に向けた取組の想定スケジュール

(取組の内容ごとに、通信状況改善の必要性を把握した時点から作業着手時期までの期間、作業着手から作業完了までの期間を記載すること)

なお、通信状況改善要否については、各拠点における児童生徒全員が同時に接続することを前提のうえで国が示す必要帯域を基準とすること。

オ 経費見積書（様式7）

経費見積書は見積限度額を超えないものとし，次に掲げる項目のそれぞれの5年間の総額を示したもの。また，内訳書も添付すること。

(ア) 製品の賃貸借契約（設定作業を含む。）

(イ) 運用支援委託（保守業務を含む。）

(ウ) 情報端末通信契約（LTE）

カ 企画提案書確認書（様式8） ※正本1部のみ

契約締結権限者の印を押印したもの

キ 仕様書案

賃貸借契約（設定作業は，提案を行った運用支援業務を受託することとなる事業者が行う旨を記載すること。），運用支援委託契約を締結する場合の仕様書案をそれぞれ作成すること。

ク 配置予定者調書（様式9）

(2) 提出資料作成上の留意点

ア 要点を押さえて，わかりやすく記載すること

イ 業務の目的を捉え，業務内容を達成するために必要な業務推進方法等について記載すること

ウ 本業務に関する検討項目及び作業内容を明らかにしながら，以下の点について記載すること。

(ア) 調布市の既存ICT環境及び国等の動向を踏まえた提案コンセプト

(イ) 学習端末及び関連機器等の仕様，機能について

(ウ) ネットワーク環境（通信回線）について

・円滑な授業進行が可能な通信環境整備（通信速度・安定性）について

(エ) セキュリティへの対応（フィルタリング，ウイルス対策等）について

(オ) 学習支援ソフトについて

・ソフトの概要及び活用方法について

(カ) ICT支援員の派遣業務について

(キ) ヘルプデスクの体制・機器不具合発生時の対応

(ク) 導入時研修及び定期的に実施する研修の内容

(ケ) その他上記以外の提案事項

エ 製品の設定作業，保守及び運用支援の実施体制図を記載することとし，また，副本については提案者が特定できるような記載を含まないようにすること。

オ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めないものとする。

(3) 質疑及び回答

事業者は，企画提案に関して質疑がある場合，日程(9)～日程(10)までに電子メールにて教育部指導室へ送信すること。様式は問わないが，「該当資料名」，「頁」，「該当項目」，「質問内容」を記載すること。

なお，回答は日程(11)までに，電子メールにて，寄せられた全事業者からの質疑について，全事業者に対して行う。

(4) 注意点

ア 提案は，参加事業者1者につき，1提案とする

イ 受付後の提出書類の追加及び修正は，原則認めないこととする

9 審査概要

(1) 審査委員会

「調布市立小・中学校児童生徒用学習端末等の調達に係る事業者の選定プロポーザル審査委員会（以下，「審査委員会」という。）を設置し，企画提案及びプレゼンテーションの審査を行う。

(2) 委員構成

ア 教育部長

イ 調布市立小学校長

ウ 調布市立中学校長

エ 教育部指導主事

オ 教育委員会情報教育専門員

カ 行政経営部デジタル行政推進課情報システム係長

キ その他委員長が必要と認める者

(3) 審査方法

審査委員は、事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受け、企画提案内容を総合的に評価する。

ア 書類審査

参加資格を満たすと判断された事業者について、企画提案書等による書類審査を行う。

イ プレゼンテーション審査

参加資格を満たすと判断された事業者について、日程(15)に、事業者によるプレゼンテーション及びデモンストレーションを行い、審査委員会が審査する。

プレゼンテーション審査に当たっては、以下の点に留意すること。

- (ア) 提出資料及び場所・時間等の詳細については、参加資格審査後、審査対象となった事業者に通知する。
- (イ) プレゼンテーションに要する機器（パソコン等）は、事業者が準備すること。なお、プロジェクターとスクリーンは調布市で用意するため、持参は不可とする（規格はプレゼンテーション審査の案内に記載）。
- (ウ) 教員及び児童の目線に立った学習端末及び学習支援ソフトの操作について、デモンストレーションを実践すること。
- (エ) デモンストレーションでの画面遷移や処理の速度は、本番環境と同等のものとする。
- (オ) プレゼンテーションの中で、ネットワーク環境の整備に関する内容について説明すること。
- (カ) プレゼンテーションに当たっては、実際に本業務を主に担当する技術担当者及び運用支援担当者により行うこと。また、出席者については配置予定者調書（様式9）に記載の各担当者の中から5名程度を上限とする。
- (キ) プレゼンテーション及びデモンストレーションの各事業者の持ち時間は合計30分程度（質疑応答の時間は別）を予定している。
- (ク) プレゼンテーション審査において、企画提案書以外の資料を使

用する際は企画提案書を要約した資料（スライド等）を郵送（必着）または持参により教育部指導室へ提出すること。また、各書類の部数は正本1部、副本10部とし、副本は事業者が特定されることのないよう、名称等がわからないようにすること。併せて電子媒体でも電子メールで提出すること。

(4) 審査・評価の視点（予定）

各審査における評価項目は下記の内容について審査を行う。また各項目の評価の観点・配点については、別に定める基準に基づき加点方式により行う。

ア 企画提案書等の審査

(ア) 調布市のICT環境や現行の児童生徒用端末の活用状況を踏まえた事業提案

(イ) 円滑な授業進行が可能な安定した通信環境の提案

(ウ) 学習支援ソフトについての利活用の有効性

(エ) ICTを活用した授業実施のサポート体制の充実度（研修等）

(オ) 学校現場に寄り添った運用支援・保守の内容

a 運用支援

・ヘルプデスク業務

・研修計画

b 保守内容（障害対応）

(カ) セキュリティ対策等

・インターネットを利用する際のセキュリティ対策

・機器使用時のセキュリティ対策

(キ) 提案内容における創意工夫

(ク) 業務実施体制

・事業者及び担当者の類似業務の受注実績

・積算額の妥当性

イ プレゼンテーション審査

(ア) 提案姿勢

(イ) 調布市における児童生徒用端末活用状況の理解度

(ウ) 実践的な授業での活用策の提案

教員及び児童生徒の目線に立ったタブレット端末及び学習支援ソフト等の操作について実践し，実践的な授業での活用策に展開すること。提出したネットワーク環境整備実施計画書の内容についても説明すること。

(5) 選定

ア 各委員は，評価得点の高いものから参加事業者の順位を定めるものとする。

イ アにより，複数の参加事業者において評価得点が高点のときは各委員は総合的な評価により，当該参加事業者の順位を定めるものとする。

ウ ア又はイにより，委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を委託事業者候補として選定する。

なお，複数の参加事業者において，第1位の順位獲得数が同数の場合には，委員長の決するところによる。

エ 複数の事業者から応募があった場合は，第2位の順位以下についても順位を定めるものとする。

オ 候補製品の選定後，当該候補製品の提案事業者が辞退又は失格となったときは，下位の事業者の順位を繰り上げて，順位を定めるものとする。

カ 候補者の選定に当たっては，評価に最低基準を設け，事業者の評価が最低基準に満たない場合は，当該事業者を候補者として選定しない。

(6) 選定結果の報告

委員会は選定結果を調布市長に報告する。

(7) 候補者の決定

調布市長は，前項目の報告に基づき，候補者を決定する。

(8) 審査・選定結果の通知

審査を行った全ての事業者に対し，プロポーザル審査結果通知書により，日程(16)に電子メールにて通知する。

審査により選定されなかった参加事業者は，審査結果について，日程(17)までに電子メールにより説明を求めることができる。また，回答は日程(18)までに電子メールにより行う。

10 実施日程（予定）

| | 日程 | 内 容 |
|------|-----------------------|---------------------------------|
| (1) | 令和7年7月17日(木) | 審査委員会 |
| (2) | 7月23日(水) | 公示, ホームページへの掲載 参加申込関係質問受付開始日 |
| (3) | 7月29日(火)正午 | 参加申込関係質問締切日 |
| (4) | 7月30日(水) | 参加申込関係質問回答日 |
| (5) | 8月5日(火)17時 | 参加申込締切日時 |
| (6) | 8月8日(金) | 参加資格審査結果通知日 |
| (7) | 8月12日(火)正午 | 参加資格審査結果に対する質問締切日 |
| (8) | 8月13日(水) | 参加資格審査結果に対する質問回答日 |
| (9) | 7月23日(水) | 企画提案に関する質問受付開始日 |
| (10) | 8月6日(水)正午 | 企画提案に関する質問締切日 |
| (11) | 8月7日(木) | 企画提案に関する質問回答日 |
| (12) | 8月18日(月)17時 | 企画提案書等締切日（必要書類提出期限） |
| (13) | 8月18日(月)～ 8月21日(木) | 企画提案書の審査 |
| (14) | 8月18日(月)17時 | プレゼンテーション資料（要約）提出日 ※任意 |
| (15) | 8月21日(木) | 審査委員会（プレゼンテーション審査） |
| (16) | 8月27日(水) | 最終選定結果の通知日 |
| (17) | 9月3日(水)正午 | 最終選定結果に対する質問締切日 |
| (18) | 9月10日(水) | 最終選定結果に対する質問回答日 |

11 参加の辞退

本プロポーザルの参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、事業者名、代表者名、担当者名を明記した参加辞退届（任意様式）を事務局に電子メールで送付すること。参加辞退届は、調布市長宛とすること。

12 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）（以下、「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開とすることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び

情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容及び方法等

ア 本プロポーザルの募集内容、選定結果について、調布市ホームページで公表する。

イ 候補者決定後において、候補順位が2位以下の事業者名は公表しない。

ウ 候補者決定前においては、参加事業者数、参加事業者名その他参加事業者に関する情報については公表しない。

13 その他の留意事項

(1) 事業者から提出された書類等の取扱い

ア 提出書類等に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。

イ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

ウ 提出書類等は、選定等を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

(2) 必要経費

本プロポーザルに要した費用は、事業者の負担とする。

(3) 失格要件

次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続に参加できないものとする。

また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

ア 要領4に掲げた条件を満たしていない、又は、選定までに満たさなくなった場合

イ 書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

ウ 書類等に不備がある場合（必要事項が未記入等）

エ 書類等の提出，回答，報告等，市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合

オ 書類等に虚偽の記載があった場合

カ 見積書の金額が要領 2 に掲げる見積限度額を超える場合

キ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合

ク 談合その他の不正行為等，審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合

ケ 上記事項に掲げるもののほか，公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(4) 契約

ア 本プロポーザルは，企画・提案能力のある候補者を選定するものであり，契約の締結を担保するものではない。

イ 候補者を選定後，双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。

ウ 事業を実施するうえで，仕様の変更が余儀なくされる場合，双方の協議により定めることができるものとする。

エ 候補者の決定以後に，要領 4 に掲げる条件を満たさなくなった場合には，契約を締結しないことがある。

14 事務局（問い合わせ・書類提出先）

調布市教育部指導室 担当：根岸・神田・倉田

〒182-0026

東京都調布市小島町2丁目36番地1

調布市教育会館5階

電話：042-481-7480

FAX：042-481-7785

Email：sidou@city.chofu.lg.jp